

安全保障貿易管理の概要

～安全保障貿易管理（初級編）説明会～

令和7年度
経済産業省委託事業

はじめに

「安全保障貿易管理について～初級編～」について

- 本説明会は安全保障貿易管理の**初級編**として、主に輸出管理の基本を理解された方及び輸出管理の**実務担当者となられる方**にお勧めいたします。
- 安全保障貿易管理の制度を詳しく解説し、輸出等における**実施すべき手続とリスクについて具体的なケース**を交えて説明いたします。
- 講座内容をご理解いただき、輸出管理の実務に役立てていただくと幸いです。

目次

- 1 安全保障貿易管理の概要
- 2 リスト規制とキャッチオール規制
- 3 法令違反に対する罰則等
- 4 輸出者等遵守基準
- 5 輸出管理の手順
- 6 活用可能な有効ツール等

1 安全保障貿易管理の概要

1-1. 安全保障貿易管理とは

目的

我が国又は**国際社会の平和及び安全を維持**すること

先進国が保有する高度な貨物や技術が、**大量破壊兵器等^{*1}や通常兵器の開発等^{*2}**を行っているような**国等**に渡った場合、**国際的な脅威**となる。



手段

武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国及び国際社会の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために**輸出等^{*3}を管理**する。

- 先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により**安全保障貿易管理**を推進。
- 我が国では外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき実施。

* 1 : 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう * 2 : 「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう
* 3 : 「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう

1-2. 民生用途品の軍事用途への転用可能性

民生用途であっても軍事転用される可能性がある

	民生用途	軍事用途
工作機械	自動車の製造 や切削 	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 
シアン化 ナトリウム	金属メッキ工程 	化学兵器の 原材料 
ろ過器	海水の淡水化 	細菌兵器の製造 のための細菌の 抽出 
炭素繊維	航空機の構造 材料 	ミサイルの構造 材料 

1-3. 国際的な輸出管理の枠組

国際的な枠組

条約

核兵器、生物・化学兵器そのものを規制

	大量破壊兵器関連			通常兵器
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
条約	NPT (核兵器不拡散条約)	①BWC *1 ②CWC *2	—	—
参加国機関	191 各国	① 182 各国 ② 193 各国	—	—

国際輸出管理レジーム

大量破壊兵器等及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理

国際輸出管理レジーム	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
参加国機関	48 各国	42 各国 およびEU	35 各国	42 各国

国内の枠組

外国為替及び外国貿易法

防衛装備移転三原則

* 1 : ①生物兵器禁止条約 * 2 : ②化学兵器禁止条約

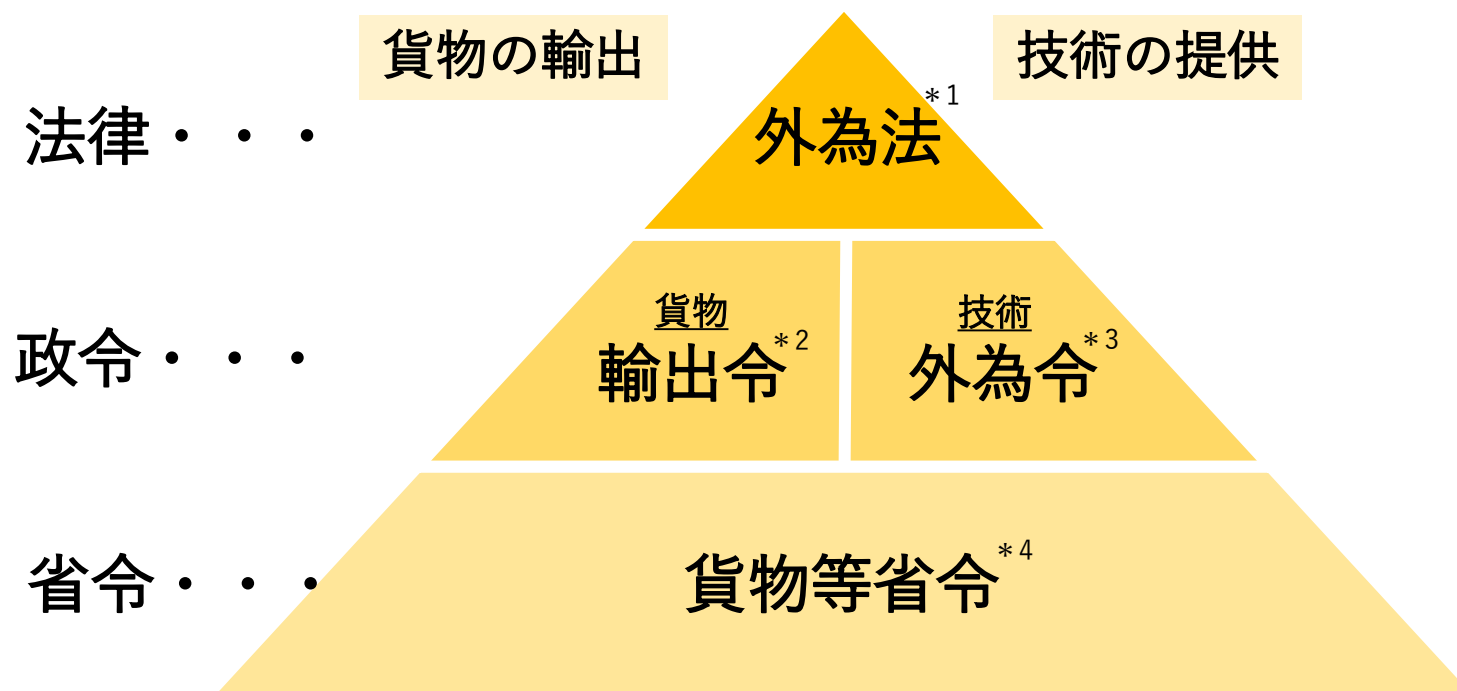
1-4. 安全保障貿易管理制度の全体像

安全保障貿易管理は、国際合意を踏まえ外為法に基づいて実施

国際合意(条約、国際輸出管理レジーム)

- ・ 大量破壊兵器等の拡散防止
- ・ 通常兵器の過度の蓄積防止

毎年
改訂



規制

リスト規制

キャッチオール規制

* 1:外為法：外国為替及び外国貿易法

* 2:輸出令：輸出貿易管理令

* 3:外為令：外国為替令

* 4:貨物等省令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

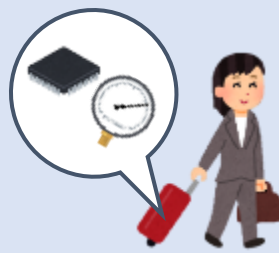
1-5. 貨物の輸出と技術の提供

－日本－

国境

－外国－

貨物の輸出



- ✓ 製品の輸出
- ✓ 無償サンプル提供
- ✓ 海外への返品等
- ✓ 展示会のための一時持ち出し等

ハンドキャリー
一時的持ち出し

工場の設置

販売

技術の提供



海外でも
国内でも



- ✓ 技術データや設計図の提供
- ✓ メール送信、クラウドサービスによる技術提供
- ✓ 海外からの研修生の受入れ・技術指導
- ✓ 特定類型に該当する居住者への技術提供 等

設計図

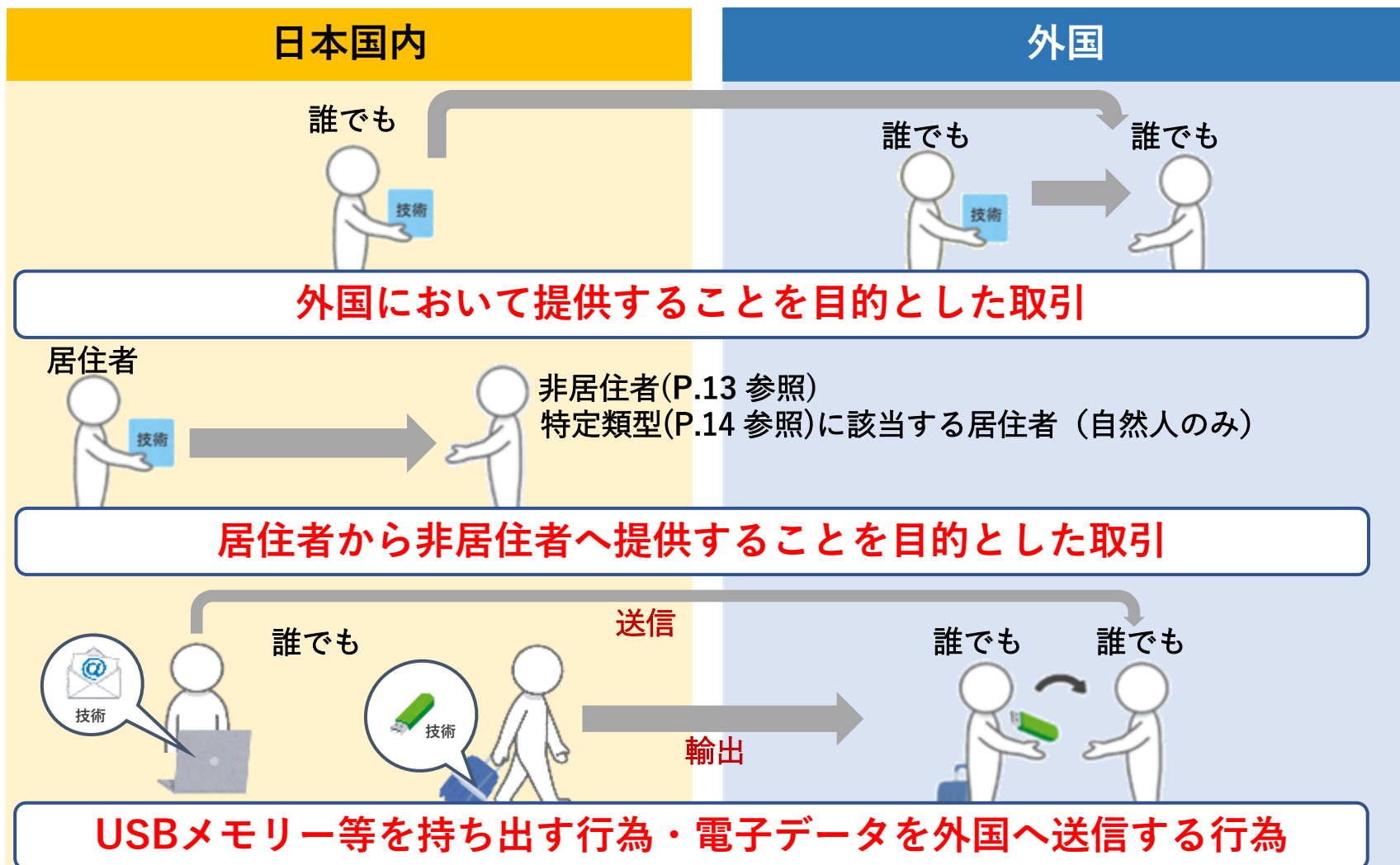
技術指導

- ✓ 技術データをUSBメモリ等に入れて持ち出し
- ✓ 海外での技術指導・討議

技術の提供は日本国内においても発生する

1-6. 技術の提供の規制内容

規制技術について、下記の取引を行う場合には経済産業大臣の許可が必要



外国に特定の技術を持ち出すこと（自己使用以外）は提供目的と考えられる。

1-7. 技術の内容と提供の形態

技術の種類

設計

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

製造

すべての製造工程

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

使用

設計、製造以外の段階で以下のもの

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

提供の形態

技術データ

文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラム

注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となる
ことがある

* 役務通達 別紙 1-2

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他
技術データの提供も含まれる

1-8. 規制される技術の内容

貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報
原則、リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

ポイント

係る技術	貨物の設計、製造又は使用に直接関係する技術
必要な技術	規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意

非該当貨物の製造技術(はみ出し技術)でも規制されることがある

1-9. 居住者・非居住者の判定基準

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

1-10. 特定類型について

特定類型とは、「居住者が非居住者から強い影響を受けている状態」

	類型の定義	具体例
特定類型①	外国法人等や外国政府等との契約により支配されている者	①外国企業*と兼業している本邦企業の従業員 ②外国企業*の取締役・監査役に就任している本邦企業の取締役・監査役
特定類型②	外国政府等から多額の金銭・利益を受けている者	①外国政府から過去に貸与された留学資金について雇用後に返済免除された従業員 ②外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者
特定類型③	国内において外国政府等の指示で行動する者	①日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者

特定類型に該当する居住者への技術提供は、非居住者への技術提供と同一とみなし、輸出管理の対象となる。

*外国企業とは、国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない

2 リスト規制と キャッチオール規制

2-1. リスト規制とキャッチオール規制

	リスト規制	キャッチオール規制			
		大量破壊兵器等	通常兵器		
規制対象	武器や兵器等の開発等に転用される可能性の高い貨物・技術 政省令で定める品目	リスト規制品以外の全品目 (食品、木材を除く)	特定品目 16項(1)	16項(2)	
対象地域	全地域	グループA以外	グループA以外	国連武器禁輸国	一般国 *1
		グループA(インフォーム要件のみ)			

輸出令別表第3の地域【合計27か国】（グループA）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

輸出令別表第3の2の地域【計10か国】（国連武器禁輸国・地域）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

*1 一般国：輸出令別表第3の地域及び国連武器禁輸国・地域を除く地域

2-2. リスト規制とは

リスト規制

国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを政令でリスト化し、規制の仕様を省令で規定している。この政省令に該当する貨物を輸出や技術を提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

- ①規制対象の貨物は「輸出令別表第1」の1項～15項
規制対象の技術は「外為令別表」の1項～15項
にリスト化されている。
- ②規制される貨物や技術の仕様(スペック)は、「貨物等省令」に規定されている。

☆全地域が対象

注意

用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場
や日系企業への輸出等でも許可が必要！

2-3-1. リスト規制一覧

令和7年5月28日施行

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(1)	軍用細菌製剤の原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
		(8)	周波数変換器等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(2)	細菌製剤用製造装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(1)	銃砲・銃砲弾等	(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(35)	真空ポンプ	4 ミサイル		(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(35)2)	スクロール型圧縮機等	(1)	ロケット・製造装置等	(24)2)	ロケット設計用電子計算機
(3)	火薬類・軍用燃料	(10)2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(36)	直流電源装置	(1)2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(11)	しごきスピニング加工機等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(5)	指向性エネルギー兵器等	(12)	1 数値制御工作機械	(38)	衝撃試験機	(3)	推進装置等	5 先端材料	
(6)	運動エネルギー兵器等	(13)	2 測定装置	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(4)	しごきスピニング加工機等	(1)	ふっ素化合物製品
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(2)	(削除)
(8)	軍用船舶等	(15)	アイソスタチックプレス等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(5)2)	ポンプに使用できる軸受	(3)	芳香族ポリイミド製品
(9)	軍用航空機等	(16)	ロボット等	(42)	光電子増倍管	(6)	推進薬・原料	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(17)	振動試験装置等	(43)	中性子発生装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(8)	粉粒体用混合機等	(6)	金属磁性材料
(12)	軍用探照灯・制御装置	(19)	ベリリウム	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(10)	複合材料製造装置等	(8)	超電導材料
(13)2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(21)	ほう素10	(47)	トリチウム	(11)	ノズル	(9)	(削除)
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(10)	潤滑剤
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(23)	るつぼ	(49)	白金触媒	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(11)	振動防止用液体
(16)	兵器製造用機械装置等	(24)	ハフニウム	(50)	ヘリウム3	(14)	複合材用の炉・制御装置	(12)	冷媒用液体
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(25)	リチウム	(51)	レニウム等の一次製品	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(13)	セラミック粉末
2 原子力		(26)	タングステン	(52)	防爆構造の容器	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等	(14)	セラミック複合材料
		(27)	ジルコニウム	3 化学兵器		(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	(15)	ポリジオールガラン・ポリシラン他
(1)	核燃料物質・核原料物質	(28)	ふっ素製造用電解槽	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(18)	アビオニクス装置等	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリイミド他
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(18)2)	ロケット・UAV用熱電池	(17)	ふっ化ポリイミド等
(3)	重水素・重水素化合物	(30)	遠心力式鈞合試験機	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	(18)	プリアグ・プリフォーム・成型品等
(4)	人造黒鉛	(31)	フィラメントワインディング装置等	3の2 生物兵器		(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸クアニン他
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(32)	レーザー発振器			(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他		
(6)	リチウム同位元素分離用装置等		質量分析計・イオン源						

2-3-2. リスト規制一覧

令和7年5月28日施行

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(15)	原子周波数標準器	(9)	(削除)	12 海洋関連		(10)	簡易爆発装置等
		(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等			(11)	爆発物探知装置
(1)	軸受等	(15の3)	極低温用に設計した冷却装置又はその部分品	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(1)	潜水艇	15 機微品目	
(2)	数値制御工作機械	(16)	半導体製造装置等	10 センサー等		(2)	船舶の部分品・附属装置	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(3)	歯車製造用工作機械	(17)	マスク・レチクル等	(1)	水中探知装置等	(3)	水中回収装置	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(4)	アイソスタックプレス等	(17の2)	マスク製造基材	(2)	光検出器・冷却器等	(4)	水中用の照明装置	(3)	核熱源物質
(5)	コーティング装置等	(18)	半導体基板	(3)	センサー用の光ファイバー	(5)	水中ロボット	(4)	デジタル伝送通信装置等
(6)	測定装置等	(19)	レジスト	(4)	電子式のカメラ等	(6)	密閉動力装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(7)	ロボット等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(5)	反射鏡	(7)	回流水槽	(5)	水中探知装置等
(8)	フィードバック装置他	(21)	燐・砒素・アチモンの水素化合物	(6)	宇宙用光学部品等	(8)	浮力材	(6)	宇宙用光検出器
(9)	絞リスピニング加工機	(22)	炭化けい素等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーザー
(10)	積層造形用装置又はその部分品	(23)	多結晶の基板	(7の2)	非球面光学素子	(10)	妨害用水中音響装置	(8)	潜水艇
7 エレクトロニクス		(24)	シリコン又はゲルマニウムのふっ化物、水素化合物又は塩化物	(8)	レーザー発振器等	13 推進装置		(9)	船舶用防音装置
		(25)	シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板若しくはインゴット、プール等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(1)	ガスタービンエンジン等	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(1)	集積回路	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(2の2)	人工衛星等の制御装置等		
(3)	信号処理装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	(3)	ロケット推進装置等		
(4)	超電導材料を用いた装置	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(4)	無人航空機等		
(5)	超電導電磁石	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等		
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	14 その他			
(7)	高電圧用コンデンサ	(4)	(削除)	(13)	重力計製造装置・校正装置	(1)	粉末状の金属燃料		
(8)	エンコーダ又はその部分品	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質		
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(3)	ディーゼルエンジン等		
(8の3)	電力制御用半導体素子	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(4)	(削除)		
(8の4)	光変調器	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(5)	自給式潜水用具等		
(9)	サンプリングオシロスコープ	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(6)	航空機輸送土木機械等		
(10)	アナログデジタル変換器	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(7)	ロボット・制御装置等		
(11)	デジタル方式の記録装置	(7)	暗号装置等	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(8)	(削除)		
(12)	信号発生器	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等		
(13)	周波数分析器								
(14)	ネットワークアナライザー								

2-4-1. リスト規制の注意点

注意すべきポイントの一部を下記に整理

注意点①

複数の項目によって
規制される場合がある

例)

A:炭素繊維

2項(17)、4項(15)、5項(18)、13項(3)^{*1}

B:工作機械 2項(12)1、6項(2)

C:集積回路 7項(1)、9項(7)

注意点②

リスト規制は
原則、毎年改正される

最新の規制リストを参照のうえ、
規制の有無を確認する

*1: 各項番の指す品目はマトリクス表にて確認 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

2-4-2. リスト規制の注意点

注意すべきポイントの一部を下記に整理

注意点③

装置が規制されていない
くても、その**部分品**や
附属品が規制される
場合がある

貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されているかの確認が必要である
装置は非該当であっても、部品が該当の場合がある^{*1}

注意点④

法令等に記載されている名称は一般的に使用されている名称と異なる場合がある^{*2}

例：GPS



輸出令4項（18）

アビオニクス装置またはその部品

貨物等省令3条19号ハ

衛星航法システムから電波を受信する装置

*1：貨物の仕様、態様によっては、例外的に許可申請が不要となる場合があります。

*2：経済産業省のHPにおいて「読替が必要な用語(例)」を参照できる。

2-5. 大量破壊兵器等キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物や技術であって、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

規制対象

リスト規制品目以外の全品目（食料品、木材等は除く。）

【輸出令別表第1の16項及び外為令別表の16項で規定】

※「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には注意が必要（P25、26参照）

規制地域

輸出令別表第3の地域(グループA)を除く地域

但し、インフォーム要件はグループAを含む

輸出令別表第3の地域：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

2-6. 大量破壊兵器等キャッチオール規制とは

許可が必要となる要件

用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談を！

		内容
客観要件	用途要件	・大量破壊兵器等の開発等* ¹ に用いられるおそれがある場合
	需要者要件	・大量破壊兵器等の開発等を行っている又は行っていた場合 ・外国ユーザーリスト* ² に掲載されている場合 ただし、大量破壊兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき* ³ * ⁴ を除く。
インフォーム要件		・経済産業大臣から輸出等の許可申請をするよう通知を受けた場合

*1: 大量破壊兵器等の開発等：大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵

*2: 外国ユーザーリスト：経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト

*3: 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

*4: 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン：大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続について

2-7. インフォームについて

インフォームとは

貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして輸出等の許可申請を行うべきと経済産業大臣から通知されるもの。

インフォームの通知の時期	大量破壊兵器等の開発等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると経済産業省が判断したとき
どのような形で通知されるか	企業の代表者に文書にて通知
通知を受けたらどうするか	輸出等をする場合は、経済産業省に輸出等の許可申請を行う
許可申請をすれば、許可されるのか	インフォームの原因となっている懸念が払拭された場合のみ許可される

参考 1 : 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

以下の貨物を輸出等する場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが必要。

懸念される用途	品目
核兵器	1. リン酸トリブチル (TBP)
核兵器、ミサイル	2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
	3. チタン合金
	4. マルエージング鋼
核兵器	5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
核兵器、ミサイル	6. しごきスピニング加工機
	7. 数値制御工作機械
	8. アイソスタチックプレス
	9. フィラメントワインディング装置
核兵器	10. 周波数変換器
	11. 質量分析計又はイオン源
核兵器、ミサイル	12. 振動試験装置
	13. 遠心力釣り合い試験器
	14. 耐食性の圧力計・圧力センサー
	15. 大型の非破壊検査装置
核兵器	16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
	17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
	18. 大型発電機
	19. 大型の真空ポンプ
	20. 耐放射線ロボット
核兵器、ミサイル	21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機
核兵器	22. 放射線測定器
ミサイル	23. 微粉末を製造できる粉砕器
	24. カールフィッシャー方式の水分測定装置

懸念される用途	品目
ミサイル	25. プリプレグ製造装置
核兵器、ミサイル	26. 人造黒鉛
ミサイル	27. ジャイロスコープ
	28. ロータリーエンコーダ
	29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
生物兵器	30. クレーン車
	31. 密閉式の発酵槽
	32. 遠心分離機
ミサイル、化学兵器	33. 凍結乾燥機
	34. 耐食性の反応器
	35. 耐食性のかくはん機
	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
	37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
ミサイル、生物・化学兵器	38. 耐食性の充てん用の機械
	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)
	40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器
化学兵器	41. N-(1-フェニル-4-ヒペリジル)プロピオンアミド (別名フェンタニル) (437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラヒドロ-1H-ベンゾ[e][1,2,4]オキサゾール-4-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ヒペリジル]プロピオンアミド (別名アルフェンタニル) (71195-58-9), メチル=1-フェニル-4-(N-フェニルプロピオンアミド)ヒペリジン-4-カルボキシレート (別名カルフェンタニル) (59708-52-0), 1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒペリジン-4-カルボキシレート (別名レミフェンタニル) (132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒペリジル]プロピオンアミド (別名スフェンタニル) (56030-54-7)

参考 2 : 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～

懸念される用途	品目
化学兵器	1. ドラフトチャンバー
生物・化学兵器	2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具
化学兵器	3. 三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他
	4. ジエチレントリアミン(111-40-0)
	5. ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムプロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)
生物兵器	6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス
	7. バッチ式遠心分離機
	8. 発酵槽
化学兵器	9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔
生物兵器	10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン
化学兵器	11. 真空ポンプ又はその部分品
	12. 化学物質の分析装置、検知装置等

懸念される用途	品目
化学兵器	13. クロルアルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)
	14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	16. チタン-ニッケルのパイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	17. アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するよう設計したもの
	20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するよう設計したもの
	21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他

参考3：外国ユーザーリスト 令和7年10月9日施行

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	29
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	257
インド	2
エジプト	3
北朝鮮	154
シリア	19
台湾	5
中国	127
パキスタン	103
香港	22
レバノン	9
ロシア	100
合計	835

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD	通常兵器 Conventional Weapons
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N	通常兵器 CW
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> • FOUNDATION FOR CONSTRUCTION • NATION BUILDING • RECONSTRUCTION FOUNDATION • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH • UMMAH TAMEER I-NAU • UMMAH TAMIR E-NAU • UMMAH TAMIR I-NAU • UMMAT TAMIR E-NAU • UMMAT TAMIR-I-PAU 	生物、化学、核 B,C,N	

}

834	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after I.I. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> • AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov • Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name I.I. Toropov" • Vympel NPO 	ミサイル M	通常兵器 CW
835	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> • AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod • JSC MMZ • Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M	

2-8. 通常兵器キャッチオール規制

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物や技術であって、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

規制対象

輸出令別表第1の16項(1)

①工作機械	②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
③集積回路	④航空機、宇宙飛行体、部品
⑤航行用機器	⑥検査用の機器

輸出令別表第1の16項(2)

リスト規制品目と16項(1)以外の食料品、木材等は除く全ての品目

「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例」には注意が必要

2-9. 通常兵器キャッチオール規制

規制地域

- ①国連武器禁輸国・地域*¹(輸出令別表第3の2の地域)
- ②輸出令別表第3の地域及び国連武器禁輸国・地域を除く地域(一般国)
- ③輸出令別表第3の地域(グループA)

許可が必要となる要件

用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談を!

		国連武器禁輸国・地域	一般国		グループA
			16項(1)	16項(2)	
客観要件	用途要件	有	有	無	無
	需要者要件	有	有	無	無
インフォーム要件		有	有		有

* 1 国連武器禁輸国・地域 : 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国(輸出令別表第3の2)
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

参考4：通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれの強い貨物例

懸念される用途	品目
通常兵器	1. ニッケル合金又はチタン合金
	2. 焼結磁石
	3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの
	5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
	6. 軸受又はその部分品
	7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。） ハ 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
	8. 二次セル
	9. 波形記憶装置
	10. 電子部品実装ロボット
	11. 電子計算機又はその部分品
	12. 伝送通信装置又はその部分品
	13. フェーズドアレーアンテナ
	14. 通信妨害装置又はその部分品
	15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
	16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
	17. センサー用の光ファイバー
	18. レーザー発信器又はその部分品

懸念される用途	品目
通常兵器	19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾（こう）配計又はこれらの部分品
	20. 重力計
	21. レーダー又はその部分品
	22. 加速度計又はその部分品
	23. ジャイロスコープ又はその部分品
	24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
	25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
	26. 水中用のカメラ又はその附属装置
	27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
	28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
	29. ガスタービンエンジン又はその部分品
	30. ロケット推進装置又はその部分品
	31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
	32. 航空機又はその部分品
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

3 法令違反に対する罰則等

3-1. 違法輸出等に対する罰則等

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

①外為法上の罰則等

刑事罰



- ・ 10 年以下の拘禁
- ・ 10 億円以下(法人)、3 千万円以下(個人)又は目的物価格の 5 倍以下の罰金

行政制裁



- ・ 3 年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

警告・公表あり

②その他のリスク

✓ 社会的制裁

- ・ マスコミでの報道
- ・ 社会的信用の失墜
- ・ 企業イメージの低下



✓ 株主代表訴訟 など

- ・ 違反行為について自主申告があった場合には処分等において考慮されることがある。
- ・ 公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

3-2. 主な違反事例（重大違反）

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	違反内容
令和2年11月12日（判決） ：代表者に懲役2年（執行猶予4年）、罰金1,000万円 令和3年7月9日（行政処分） ：①代表者A：11か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②代表者B、法人：2か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維製造装置の部分品（4項（10）） 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 無許可輸出
平成23年3月25日（判決） ：代表取締役1に1年6ヶ月（執行猶予3年）、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日（行政処分） ：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> パワーショベル 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 中国迂回
平成21年8月7日（判決） ：社長に懲役3年（執行猶予4年）、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日（行政処分） ：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 大型タンクローリー 他 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り 韓国迂回
平成21年7月16日（判決） ：社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年）法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日（行政処分） ：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械(2項(12)) 韓国等 	<ul style="list-style-type: none"> 測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出

リスト規制・キャッチオール規制の **どちらでも罰則のケースも！**

3-3. 違反事例とポイント

違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、**担当者の判断で無許可で輸出**してしまった。

無償サンプルの提供は販売ではないので、輸出に当たらないと認識していた。

メーカーから該非判定書を手し、非該当となっていたので、**確認せずにそのまま輸出**した。

輸入した機器の故障修理のための返送なら、**許可は不要と認識し輸出**した。

違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の場合は重大な違反。

無償サンプルの提供であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。

有償か無償かは判断基準にならない。

入手した該非判定書を自社でも確認を行うことが必要。

外為法の責任は輸出者が負うことになる。

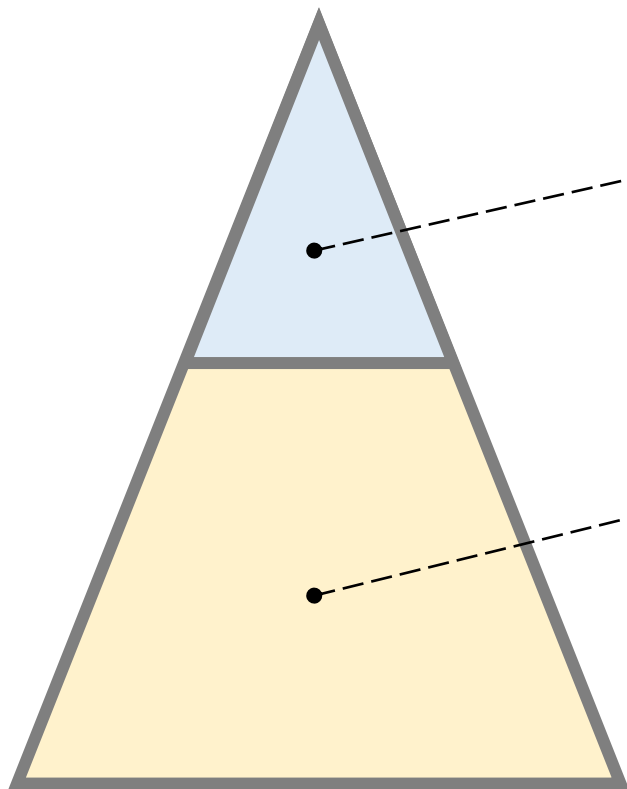
修理のための返送や不良品の返品でもリスト規制貨物の場合は輸出許可が必要。

返品でも許可の対象となる。

4 輸出者等遵守基準

4-1. 輸出者等遵守基準

業として**輸出・技術提供を行う者**は、輸出者等遵守基準に従って、適切な貨物の輸出・技術の提供を行うことが求められている。



(2) リスト規制品を扱っている
輸出者等が遵守すべき基準

(1) すべての輸出者等が
遵守すべき基準

4-2-1. 輸出者等遵守基準

(1) すべての輸出者等が遵守すべき基準

- ① 輸出等を行う貨物等が**リスト規制品**に該当するか否かを確認する**責任者**を定めること。
- ② 輸出等の業務に従事する者に対し、**最新の法令の周知**、その他**関係法令の規定**を**遵守**させるための必要な**指導**を行うこと。

(2) リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ① 組織の**代表者**を**輸出管理の責任者**とすること。
- ② 組織内の**輸出管理体制**（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ **該非確認**に係る手続を定めること。
- ④ リスト規制品の輸出等に当たり**用途**及び**需要者等**を**確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
リスト規制品の用途及び需要者の情報を需要者以外の者から入手する場合は、**情報の信頼性を高めるための手続**きを定め、確認を行うこと。

4-2-2. 輸出者等遵守基準

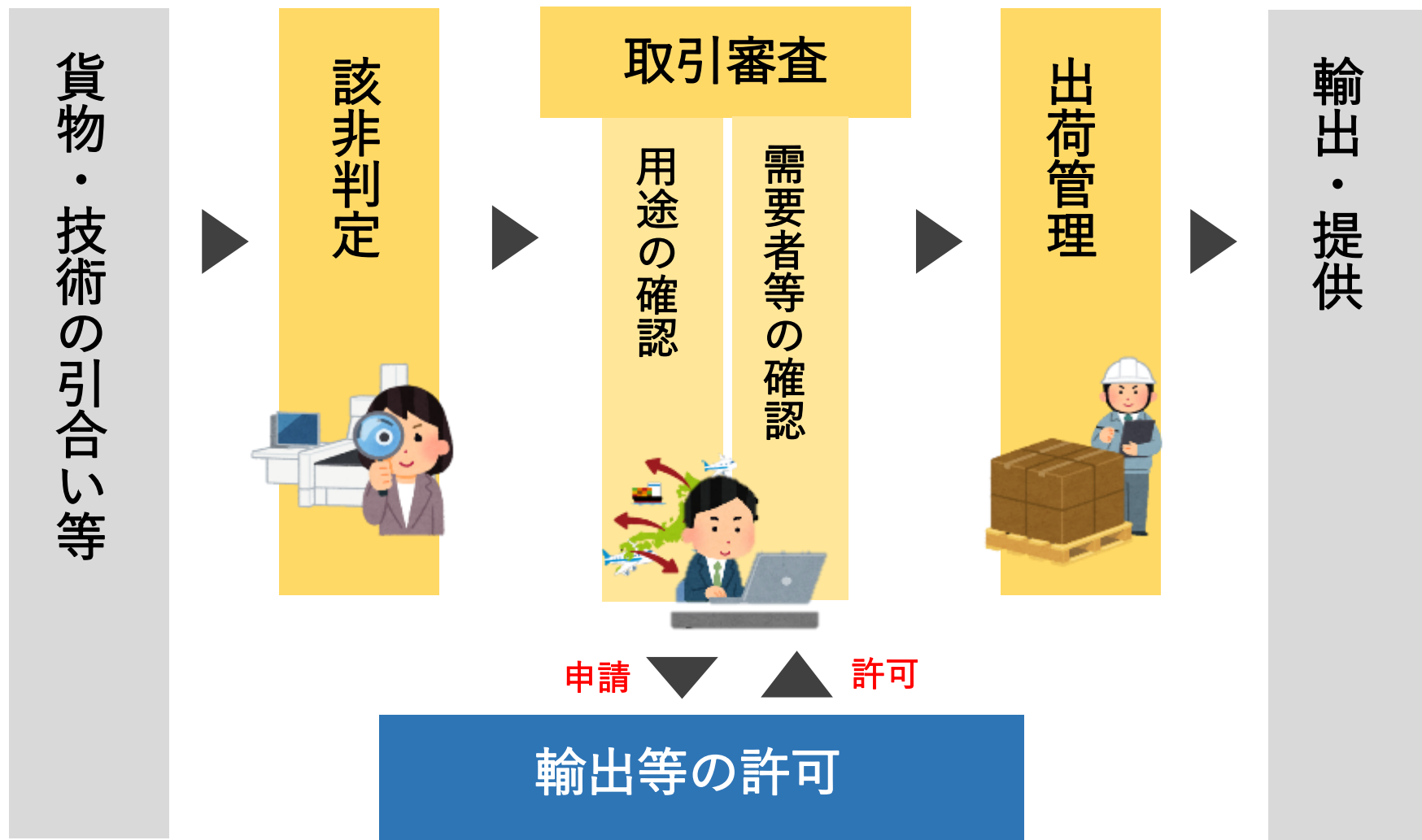
(2) リスト規制品を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

- ⑤ **出荷時**に該非を確認した**貨物等と一致**しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の**監査**手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に**研修**を行うよう努めること。
- ⑧ 子会社が輸出者等のリスト規制品の輸出等の業務に関わる場合には、子会社に対する**指導及び研修**並びに当該子会社の**業務体制及び業務内容の確認**（指導等）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に指導等を行うように努めること。
- ⑨ **輸出等関連文書**を適切な期間**保存**するよう努めること。
- ⑩ **法令違反**したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に**報告**し、その**再発防止**のために必要な**措置**を講ずること。

5 輸出管理の手順

5-1. 輸出管理の手順

以下のフローに沿って輸出管理を行うことが重要



5-2. 該非判定とは

該非判定とは

- 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む) がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

判定方法

該非判定は
ダブルチェック体制で行う

- ① 「輸出令」(貨物)又は「外為令」(技術)の品目に輸出・提供しようとする貨物・技術が**該当するかを確認**
- ② 「貨物等省令」で規制されているスペックと輸出・提供しようとする貨物・技術の仕様とが**合致するかを確認**

※他社から購入した貨物・技術を輸出する場合には、メーカー等から該非判定書
を入手し、輸出者が自社で改めて確認することが必要

5-3. 該非判定 (マトリクス表の活用)

マトリクス表

※安全保障貿易管理HPに掲載

- ・ リスト規制品目と仕様等をまとめた一覧表 (Excel)
- ・ 該非判定における有効なツール (検索機能を活用)

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のあるものは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置 (工作機械の測定装置として用いられるものを含む。)	貨物等省令第14号	工作機械 (金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。) であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの (ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の (一) 及び (二) に該当するもの ((三) に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格 (以下「国際規格」という。) ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の (一) から (三) までのいずれかに該当するもの ((四) に該当するものを除く。) (一) 国際規格 ISO 230/2 (1988) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様 (スペック) を確認

①②に合致する場合は、リスト規制に該当と判定

運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。

5-4. 貨物のマトリクス表による検索

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広く検索してください。

貨物「工作機械」の場合

<貨物のマトリクス表> URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

① 「検索」を利用

② 検索する貨物名を入力してください。

③ 「オプション」を押下

④ 「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

⑤ 「列」を選択してください。
※行の場合、検索が一部できない場合がありますので、御注意ください。

⑥ 「すべて検索」を押してください。

シート	名前	セル	値
2項	原子力	\$\$425	(一) 測定の前及び測定中において、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保たれること。
2項	原子力	\$\$434	(二) 工作機械は、輸出される際に装備するすべての機械的、電子的又はソフトウェアによる補正を行って測定精度を確保すること。
2項	原子力	\$\$437	(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。
2項	原子力	\$\$451	(四) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライドの速度)は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、
2項	原子力	\$\$482	1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。
2項	原子力	\$\$491	4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一又は二に該当するもの。
2項	原子力	\$\$496	一 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$\$498	二 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下のもの。
2項	原子力	\$\$516	専らフライス削りを行うための工作機械をいう。
4項	ミサイル	\$\$752	ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの。
4項	ミサイル	\$\$770	ホ ポジショニングテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを含む。)
5項	先端素材	\$\$417	次のいずれかに該当するものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の部品。
6項	材料加工	\$\$42	数値制御を行うことができる工作機械
6項	材料加工	\$\$282	歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置
6項	材料加工	\$\$394	測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)であって、次に掲げるもの又は
6項	材料加工	\$\$42	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であって、電子制御装置を取り付け、
6項	材料加工	\$\$49	旋削をすることができる工作機械であって、輪郭制御をすることができる軸数が2以上のもののうち、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの。
6項	材料加工	\$\$70	ロ フライス削りを行うことができる工作機械であって、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの。
6項	材料加工	\$\$70	ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを含む。)
6項	材料加工	\$\$70	ホ ポジショニングテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用されるものを含む。)
6項	材料加工	\$\$70	次のいずれかに該当するものを除く。イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の部品。

「工作機械」の場合、2項、4項、5項及び6項がヒット。ただし、4項及び5項は工作機械そのものではないので、対象外。このため、2項及び6項で該非判定を行う必要があります。

5-5. 該非判定書について

該非判定書

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム（技術）など必要とされる判定は網羅しているか？
該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書（例）

あて先：△△商事 殿

商品名：○○クリーナー A-30

該非判定結果：輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由：本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日：令和4年3月18日

判定者：××化学 ○○太郎（印）

●注意

判定書の発行は任意ですが、輸出者からの求めがあれば判定の内容、根拠となる情報を説明できるようにご配慮ください。判定書の様式は自由です。

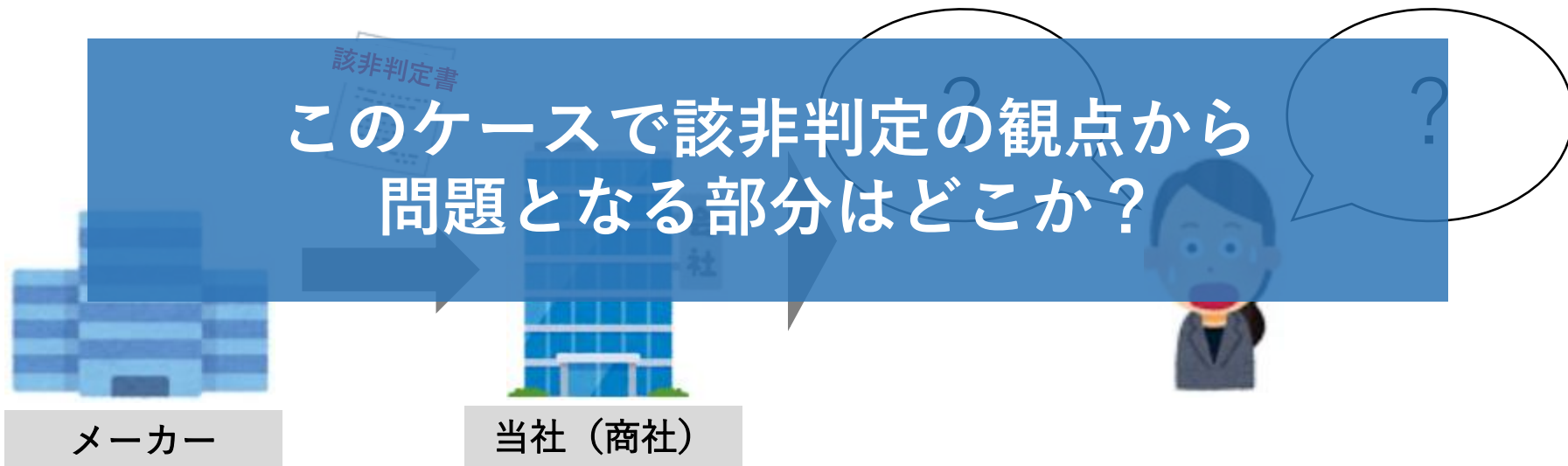
判定日以降に法令改正がされてないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には**輸出者が負う**。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、**自社でも再確認**をする。
- 法令改正時などには、**該非判定結果の見直し**を行う。

5-6-1. 該非判定（ケーススタディ）

当社は商社として、メーカーの製品を海外へ輸出している。メーカーから該非判定書入手しているが、メーカーを信用しているため、自社では判定書の内容を確認していない。また、製品に関する法令改正を確認せず、5年前に入手した該非判定書を使い回している。



5-6-2. 該非判定（ケーススタディ）

問題点

- ・メーカーの該非判定書を自社で確認していない
- ・法令改正の状況を確認していない

リスク

該非判定書が誤っていた場合や法令改正によりリスト規制品となった場合、**違反となる可能性がある**

対応方法

- ・メーカーからの購入品を輸出する場合、**自社でも確認**を行うこと
- ・常に**最新の法令で確認**を行うこと

5-7. 取引審査とは

取引審査とは

- どのような相手か（需要者等の確認）、どのような用途に使うのか（具体的な用途の確認）等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること

用途の確認

- 大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられないか

需要者等の確認

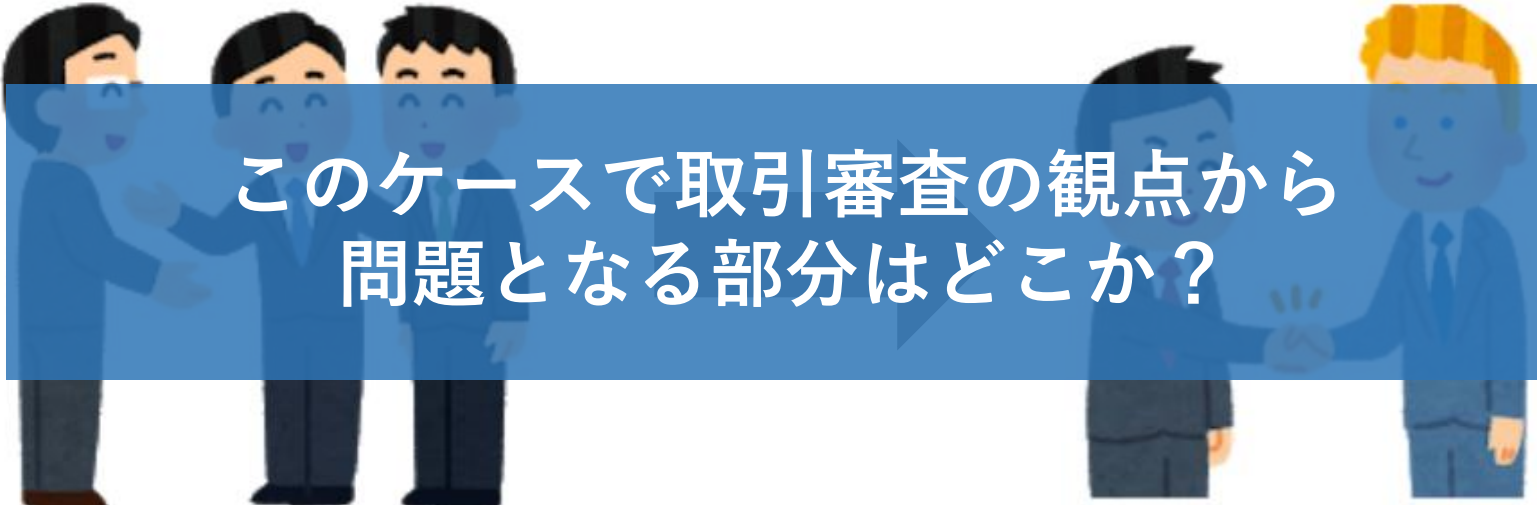
- 大量破壊兵器等や通常兵器の開発等を行う(行っていた)か
- 「外国ユーザーリスト」掲載の企業や組織ではないか
- 軍若しくは軍関係機関であるか

※国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、直接輸出と同様の審査を行う。

5-8-1. 取引審査（ケーススタディ）

自社は従来から自動車用の部品（リスト規制非該当）を生産し、海外へも販売を行っていた。ある時、昔から取引のあるA社から、B社（海外）もその部品の購入意向があることを聞いた。

自社では、信頼していたA社からの紹介ということもあり、すぐに取引を開始した。

An illustration showing two scenes of business interactions. On the left, three men in suits are shaking hands, representing an introduction. On the right, two men in suits are shaking hands, representing the start of a transaction. A large blue semi-transparent box with white text is overlaid on the center of the illustration.

このケースで取引審査の観点から
問題となる部分はどこか？

A社からの紹介

B社との取引開始

5-8-2. 取引審査（ケーススタディ）

問題点

紹介のあったB社の需要者等・用途の確認を自社で行っていない

リスク

B社が軍関係機関等である場合、また部品の用途が軍用である場合、**違法輸出**となる可能性がある

対応方法

信頼できる企業の紹介であっても、自社で**需要者等・用途の確認**をしてから取引を始めること

5-9. 出荷管理（貨物・技術）とは

出荷管理（技術提供管理）とは

貨物の出荷・技術の提供前に、「**貨物・技術の同一性の確認**」、「**輸出許可証等の有無の確認**」等、これらの手続が済んでいるかどうかを確認すること。

- ① 該非判定及び取引審査が適切に完了しているか
- ② 輸出する貨物や提供する技術と該非判定及び取引審査した内容とが同一であるか
- ③ 輸出等の許可が必要な場合、**許可を取得**しているか
- ④ 輸出等の許可を取得した場合、許可を取得したものと出荷・提供するものが**同一であるか**

出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門！

5-10-1. 出荷管理【貨物】（ケーススタディ）

自社では、リスト規制品の場合、営業担当者は該非判定の結果及び取引審査の結果を出荷部門へ連絡し、出荷指示をしている。

出荷部門では該非判定・取引審査の完了のみを確認し、輸出・提供するものと審査したものと同一性の確認や輸出許可の取得の有無を確認せずに出荷を行った。



このケースで出荷管理の観点から
問題となる部分はどこか？

該非判定・取引審査の
結果報告

営業担当

出荷部門

出荷部門

5-10-2. 出荷管理【貨物】（ケーススタディ）

問題点

貨物の**同一性の確認**や**輸出許可の有無**を確認していない

リスク

審査したものと同一でない場合、輸出許可が未取得の場合に**違法輸出**となる可能性がある

対応方法

出荷の前に出荷部門が貨物の同一性確認等の出荷管理を確実にを行う体制を整えること

5-11-1. 出荷管理【技術】（ケーススタディ）

海外の委託製造会社Aに新機種Bの製造依頼を行うために、設計図面を送付することとなった。新機種Bの取引審査は完了している。技術担当者は設計図面を送付する際、ファイルの内容確認をせず、上長の承認も取らずに、メールの添付で設計図面を委託製造会社Aへ送付した。



このケースで出荷管理の観点から
問題となる部分はどこか？

承認

技術担当

上長

委託会社

5-11-2. 出荷管理【技術】（ケーススタディ）

問題点

技術の提供において**同一性の確認**を実施していない

リスク

審査したものと同一でない場合でリスト規制技術の場合、**違法提供**となる可能性がある

対応方法

技術の提供においても技術提供前に同一性確認等の出荷管理を確実に行うこと
特に技術においてはメール送信にて安易に行うことができるため、出荷管理が非常に重要

5-12. 輸出管理フロー図

該非判定

- 貨物が輸出令別表第1の1項～15項に該当するか
- 技術が外為令別表の1項～15項に該当するか
- 貨物等省令の仕様に合致するか

取引審査

用途の確認

- ①大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれはないか
- ②通常兵器の開発等に用いられるおそれはないか

需要者等の確認

- ①大量破壊兵器等・通常兵器の開発等を行う(行っていた)か
- ②「外国ユーザーリスト」掲載の企業・組織ではないか
- ③軍若しくは軍関係機関であるか

安全保障上懸念がないか、許可が必要か否か等を確認し、取引を行うか否かを判断する。許可が必要な場合は、輸出等の許可申請を行う。

出荷管理

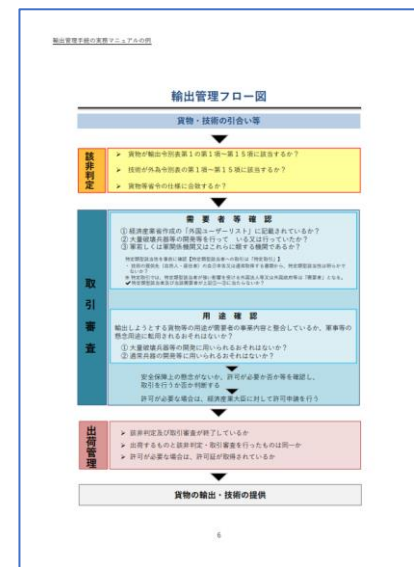
- 該非判定及び取引審査が終了しているか
- 出荷するものと該非判定・取引審査を行ったものは同一か
- 許可が必要な場合は、許可証が取得されているか

6 活用可能な有効ツール等

6-1. 安全保障貿易管理ガイドランス等

安全保障貿易管理ガイドランス[入門編]等

- ・ 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく説明
- ・ 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載
- ・ 中小企業等の輸出管理を強化・推進し関係法令の遵守及び違反の未然防止のための有効なツール



6-2. 帳票等の活用

該非判定、取引審査、出荷管理の実施において、帳票類（書式）を定め活用することは、輸出管理を確実に実施し、違法輸出を未然に防ぐことができる

帳票 (例)	該非判定	① 該非判定書
	取引審査	② 用途チェックリスト ③ 需要者チェックリスト ④ 明らかガイドラインシート ⑤ 取引審査票
	出荷管理	⑥ 出荷チェックリスト

6-4. 輸出管理についての解説動画

「中小企業のための輸出管理」 3分間動画

- ・ 輸出管理への導入ツールとして、輸出管理について分かりやすく解説した動画を作成しています。
- ・ 中小企業の方だけでなく、広く輸出管理に関心のある方にごらんになっていただくことを期待しています。

中小企業のための輸出管理

- ① **【概要編】** ～外為法に違反しないために～
- ② **【実務編】** ～輸出管理の三本の矢～
- ③ **【事例編】** ～輸出管理はリスク管理～
- ④ **【体制構築編】** ～輸出管理を適切に実施するために～



動画はこちらのQRコードのページからご確認いただけます。

動画ページURL：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/chusho.html>

6-5-1. 中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての相談

② 輸出管理体制構築支援（無料）

社内の輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者に企業で輸出管理実務を経験し、多数の中小企業へのアドバイス実績がある専門家により、社内規程作成や体制図、業務フローの整理をアドバイス



6-5-2. 中小企業等アウトリーチ事業

お申込み先、お問合せ先は以下の通り

専門家支援のお申込み、事業のお問合せ

- 中小企業等アウトリーチ事業事務局
(事業委託先：野村総合研究所)
Tel : 050-5794-3114
Email : meti-smeor-office@nri.co.jp

中小企業等アウトリーチ事業全般のお問合せ

- 経済産業省 安全保障貿易検査官室
Tel : 03-3501-2841
Email : bzl-outreach-info@meti.go.jp

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

個別相談・専門家支援のお申込み

- 日本商工会議所
Tel : 03-3283-7604
Email : kokusai@jcci.or.jp
URL : <https://www.jcci.or.jp/international/outreach/>

※東名阪以外の地域の方でご相談をご希望の方は
日本商工会議所連絡先までご連絡下さい。

- 東京商工会議所 国際部
Tel : 03-3283-7604
Email : kokusai@tokyo-cci.or.jp
URL : <https://www.tokyo-cci.or.jp/international/outreach/>
- 名古屋商工会議所 企画調整部
Tel : 052-223-6741
Email : kokusai_ncci@nagoya-cci.or.jp
URL : <https://outreach.nagoya-cci.or.jp/#s6>
- 大阪商工会議所 国際部
Tel : 06-6944-6400
Email : intl@osaka.cci.or.jp
URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/outreach/>

6-6. 経済産業省 各種問合せ先

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の申請手続き等の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp (リスト規制に関する相談)

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp (キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2841

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出管理の運用明確化

●経済産業省 安全保障貿易管理課

▷特定類型該当性やその確認手続に関する相談

Email : bzl-minashi-QA@meti.go.jp

●経済産業省 安全保障貿易審査課

▷許可申請書類・記載内容に関する相談

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

6-7. 安全保障貿易管理HPの活用

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

The screenshot shows the homepage of the export management website. It features a grid of navigation buttons for various topics. Callouts are placed over the page to highlight specific information:

- TOPICS** button
- 最新の制度改正** (Latest Regulatory Changes) button, with a callout box stating: **最新の制度改正情報を掲載** (Latest regulatory change information is posted).
- 安全保障貿易管理の概要** (Overview of Export Management) button, with a callout box stating: **マトリクス表を掲載** (Matrix table is posted).
- 申請手続き** (Application Procedures) button, with a callout box stating: **ガイダンスを掲載** (Guidance is posted).
- 企業等の自主管理の促進** (Promotion of Self-management of Enterprises) button, with a callout box stating: **体制構築支援事業の案内を掲載** (Information on system construction support projects is posted).
- 関係法令** (Related Laws) button
- 大学・研究機関の自主管理の促進** (Promotion of Self-management of Universities and Research Institutions) button
- 中小企業等への支援** (Support for Small and Medium Enterprises) button
- ENGLISH PAGE** button
- 申請窓口** (Application Counter) section, with a callout box stating: **体制構築支援事業の案内を掲載** (Information on system construction support projects is posted).

2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみとなりました
※概要はこちら
※電子申請に関するよくある問合せはこちら

電子申請 (NACCS) の手続き方法について

キーワードで調べる

[外為法改正](#) | [貨物・技術のマトリクス表](#) | [輸出管理内部規程](#) | [輸出者等遵守基準](#)